

令和2年（ネ）第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事統行差止請求控訴事件









控訴人ら 石丸勇外

被控訴人 長崎県外1名

被控訴人長崎県準備書面（1）

令和2年12月8日

福岡高等裁判所第1民事部イ係 御中

被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士	福田	浩久	
同	弁護士	木下	
同	弁護士	伊藤	
同	弁護士	松田	
同	弁護士	淀	
同	弁護士	種田	
同	弁護士	朝日	
同	弁護士	宮川	

令和2年12月3日付控訴人ら準備書面（3）に対し、以下の通り反論する。

第1 平成29年11月6日付原審準備書面（1）の第2で主張したとおり、河川整備基本方針及び河川整備計画にあたっては、河川管理者の広範な裁量が認められるところである。

そして、福岡高等裁判所平成30年（行コ）第35号石木ダム事業認定取消控訴事件に関する令和元年11月29日付判決（乙A42。なお、上告された結果、令和2年10月8日付で棄却され確定している）は、本件事業について具体的にその内容を検討した結果、本件事業はその治水面についても不合理な点はない旨正当に結論を下している。

第2 この点、控訴人らは、ダムの役割を軽視する証拠や、他事業の事情をそのまま本件事業に当てはめることで、本件事業が不合理なものであると論難している。

しかし、当該証拠の信用性は措くとしても当該証拠は控訴人らにとって有利なものばかりを寄せ集めたものであってその取捨選択に恣意性があるし、河川事業ごとに事情は全く異なるにも関わらずその差異を無視した控訴人らの主張は全く無意味なものと言わざるを得ず、上記別訴において正当に認定された内容を左右するようなものでないことは明らかである。

第3 なお、控訴人らによれば、控訴人らは、本件事業による下流域への具体的危険性について調査継続しており、研究者らの協力を得て主張立証する予定とのことである。しかし、本件訴訟は、その提訴時からすでに3年9ヶ月以上もの期間が経過しているところ、現時点でも完成していないというのであればその具体的な提出は見込めないものと言わざるを得ない。また、そもそも、本件は原審で否定された控訴人らの権利侵害性が認められるかがまず問題となっており、その結論が変わるような具体的な見込みもない。

したがって、これ以上訴訟進行の遅延を認めるべきではなく、裁判所におかれては控訴人らの当該主張立証を待つことなく、速やかに本件訴訟を結審されたい。

以上